

# 全国のあいつぐ差別事件

## ——その紹介と分析と方向——

友 永 健 三

### はじめに

現行の地域改善対策特別措置法が、一九八七年三月三十一日に失効する。

この、現行法の失効を前に、改めて部落差別の実態を明らかにし、この問題の根本的な解決の方向を明らかにすることが求められている。

本稿は、そのための一助にするために、最近の差別事件を紹介し、これに一定の分析を加える中で、今後の課題を明らかにしようとするものである。

本稿は原則として一九八五年一月から十二月までの間に、『解放新聞』中央版をはじめ、各都府県連版に掲載さ

れた差別事件や、差別事件に対する確認会・糾弾会に関する記事をもとにまとめたものである。(一部一九八五年一月以前のものや一九八六年一月以降のものが含まれている。また、各都府県連大会の資料や商業新聞の記事も参考にした。)

本稿においては、差別事件を、とりあえず①結婚差別事件、②就職差別事件、③職場での差別事件、④地域での差別事件、⑤教育現場での差別事件、⑥行政関係者の差別事件、⑦宗教関係者の差別事件、⑧出版・マスコミにおける差別事件、⑨差別落書・投書に分類して紹介した。

本書があつかった一九八五年という年は、同和対策審議会答申が出されて満二〇年にあたる年であった。

「同対審」答申は、第三部「同和対策の具体案」の

「五、人権問題に関する対策」の中で、「審議会による調査の結果は、地区住民の多くが、『就職に際して』、『職業上のつきあい、待遇に関して』、『結婚に際して』あるいは、『近所づきあい、または、学校を通じてのつきあいに關して』差別をうけた経験をもっていることが明らかにされた」と、差別体験の概要を指摘している。

一九八五年に生じた差別事件の実態をみたとき、二十一年前に「答申」の中で指摘された差別体験の内容は、基本的に変わっていない。それどころか、差別事件の現状は増加と悪質化の傾向を示している。例えば、部落解放同盟大阪府連の調査によれば、差別事件の件数は、一九八二年—一〇四件、一九八三年—一八九件、一九八四年—三八六件、一九八五年—三九八件と、年をおうごとに増加している。また、その内容も「えたを殺せ」部落差別賛成、部落民は人間でない、虫けら以下のダニだ／えたを甲子園へ集め射殺せよ」などといった、極めて悪質な内容の事件が多発している。

このような差別事件の現状の中で、法務省も国会で「残念ながら差別事象は、減っていない」と答弁せざるをえない現状がある。

また、一九八四年六月に出された「地対協」意見具申の中でも「更に同和関係者なるがゆえに人生の門出であるべ

き結婚・就職等に際して生ずる差別事件、例えば、結婚時の差別的な身元調査や『地名総鑑』の購入、あるいは各地での悪質な差別落書や投書等が依然として跡を絶っていない」と、指摘せざるをえない差別事件の現状がある。

このような差別事件をめぐる深刻な実態を直視したとき、「同対審」答申の中で指摘されていた「差別事件の実態をまず把握し、差別がゆるしがたい社会悪であることを明らかにすること」「差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること」等の指摘が改めて重要性を持ってきている。また、一九八四年六月に出された「地対協」意見具申が、今後あらゆる分野で啓発活動を抜本的に強化する必要性を指摘している点も極めて重要な課題となってきた。

以下、各分野の差別事件の概要と問題点を紹介する。

### 今日なおも深刻な結婚差別

差別事件の中でも、最も深刻なものは、結婚差別事件であるが、今日なおも、結婚差別事件は跡をたたない。

以下、その典型的な事例を紹介する。

①今日、なおも、結婚差別事件によって、結婚できなかつた例は少なくないが、その典型が、一九八五年一月に、

大阪府茨木市で生じた結婚差別事件である。

この事件の場合は、部落出身のAさん(女性)が、職場でBさんを知り、やがて、二人は結婚を前提とした交際へと発展した。

当人同士は、部落差別を乗りこえ、結婚を約束していたが、母親や姉からの反対に直面する中で、結婚できなくなつたという事件である。

結婚を断わられたAさんは、自殺未遂をひきおこしているが、幸い一命はとりとめている。しかし、職場で、部落出身であることが知れわたり、いたたまれなくなつて、一九八五年七月には、会社に辞表を出し、職場をやめざるをえなくなつている。

②さらに、一九八四年八月には、群馬県富岡市で、悪質な差別事件が生起している。

部落出身の女性が、同じ富岡市内に住むAさんと三年におよぶ交際をし、二人はやがて結婚の約束をした。女性が妊娠三カ月になったこともあり、近々結婚式をあげるべく、二人は、Aさんの両親に承諾を求めた。

しかし、両親は頑としてこれを拒み、逆に、Aさんに対して、女性と別れるように執拗に働きかけ、ついに、Aさんも女性と別れることを決心した。Aさんは別れるにあたり、女性に三万円の金を渡し、「これで子どもを産んでく

れ」と言ったという。

女性の父親まで、この事件で大変なショックを受け二十日間寝こんでしまったが、女性は、「このことを公けにするなら、私は群馬にいない」といって、この事件を正式にとりあげることには反対したため、十分な取り組みができずに終わってしまった。

結婚差別事件の場合、この事件のように、結婚差別を受けながら、表面化できない例は少なくない。

③次に、二人の努力や周りの人々の支援によって、結婚はできたが、結婚式には相手側から、誰一人として出席者がなく、子どもが生まれても、家族との行き来がないという事例も少なくない。

その典型的な例が、一九八四年三月、福岡県筑紫野市で生じた結婚差別事件である。

この事件の場合、部落出身者と結婚した女性の実家に、生まれてきた子どもの写真を送っても破り捨てられる始末で、部落差別がいかに不条理なものであるかを物語っている。

④また、結婚をして、うまくいっている場合でも、そこにいくまでには、大変な苦労があった例は少なくない。

一九八二年に、長野県上田市で生じた結婚差別事件は、その典型である。長野市に住むAさん(女性)は、母

親の友人の紹介で、見合いをし、Bさんと交際を始め、やがて二人は結婚することとなった。ところが、親戚から「身元だけは調べておくように」との申し入れがあり、Aさんの母親は、Bさんが住む上田市におもむき、Bさんが部落出身であることを知った。それからというもの、結婚をあきらめるようにとの両親の説得があり、「妹や弟、さらには親戚まで犠牲にすることになり、そうなれば、死んでわびるしかない」とまでいわれた。

しかし、Aさんはもとより、部落解放同盟の役員を始め、関係者の再三再四にわたる説得の中で、ようやく両親も二人の結婚を認めたというものである。

Aさんは、深刻な結婚差別事件を体験する中から、「寝た子を起すな」という考え方は、絶対にまちがっていると言っている。

⑥一九八四年秋には、静岡県静岡市で、これまた、深刻な結婚差別事件が生起している。この事件の場合は、男性が部落出身であったが、彼の両親は、男性が幼少時に被差別部落を離れ、部落外に住み、おまけに姓名まで改めていた。その彼が、或る女性と結婚することとなり、女性の側が興信所を使って男性の身元を調べたため、部落出身であることがわかり、猛烈な反対をうけたという事件である。

この事件の場合、男性は自分の結婚に際して、相手側に

はなく、部落差別は今日もお、深刻に存在しているというところ、そしてこの壁をうち破るものは、人々の運動と努力のみであるということである。

### 跡をたたない就職差別事件

部落問題の解決にとって、就職の機会均等を保障することが、決定的に重要であるが、就職差別事件は、跡をたっていない。

以下、主なものを紹介する。

①一九八六年一月、大阪高波株式会社（本社・大阪市浪速区日本橋）のA社長が、富田林工場のパートタイマーの募集にかかわって「〇〇の人は、部落の人なので採用には注意するように」との指示を社員に与えるという事件が生起している。

おまけに、社員が、これを差別だと指摘したところ、社長は、「この件で取引先等対外的にこじれた場合、責任がとれるのか」と発言する始末。

なお、この会社の場合は、従業員は三〇人以下で、企業内で推進員は設置されていなかった。

②一九八五年二月、大阪府東大阪市にある菓子卸会社の(株)サンエス（島田六郎社長、本社・東京）の営業所長S

身元調べをされ、そこで始めて部落出身であることがわかり、大変なショックを受けている。この事例によっても、「部落出身であることを隠しておれば、差別されない」という考え方が、まちがっていることがわかる。

③さらに、一九八五年十月には、広島県尾道市で、「自分の子どもには、部落出身者との通婚権は認めない」「自分の親戚にも部落出身者との結婚話が持ち上ったが、アメリカに移住させ、別れさせた例がある」と公言し、部落解放同盟や地方自治体の関係者による説得にも、全く耳を傾けようとしない悪質な差別事件が生起している。

④以上みてきたように、今日なお、深刻な結婚差別の実態があるが、冠婚葬祭に関係した出版物が、結婚差別を助長しているという問題がある。

一九八五年一月、大阪府枚方市が、市の図書館にある冠婚葬祭に関する図書調べたところ、結婚に際して、相手の家柄や血統を調べることに、そのためには興信所を使うこと等を手引きした内容のものが少なくなく、同市は、結婚差別を助長するとして、保管の仕方を改めている。

今後、この問題についても、全国的に取り組まれる必要がある。

結婚差別をめぐる、これらの事例をみてわかることは、「部落差別は基本的になくなりつつある」といった状態

が、求人開拓に来た府立八尾北高校の教師に、「東京本社に人事権があるし、小売店主を相手に商売している事情から、韓国人と同和地区の人は、採用しない。先でもめるより、今はっきり言っておくほうがよいので、そのあたりは含んでおいてもらいたい」と発言し、露骨な就職差別事件をひきおこしている。

なお、この事件に対する糾弾闘争が展開される中で、S所長は、「糾弾会等を通して、予断と偏見によって特定の人を排除するという姿勢は、正に排除された人にとって、基本的人権を無視された命にかかわる由々しい大問題であることがわかり、深く反省しています」との反省がなされている。

⑤一九八五年十一月には福岡で、祐徳自動車福岡営業所（タクシー会社、福岡市東区）が就職差別事件をおこしている。

事件の内容は、職安の紹介で採用面接にいった部落出身のAさんが、約一時間にわたって、差別的な質問をあげせかけられたというもの。

約四〇項目にわたる質問項目の中には、出生地、親・きょうだいの職業、家族一人ひとりの交友関係、借金の状況、子どもの行っている学校や成績、さらには妻と知り合った時期やきっかけなども含まれていた。

同社に対する迫及の中から、同社は「従来からの慣習として、ずっと以前からそのような質問をしていた」ことを認めた。また、「同和」研修にも一回も参加したことがない実態が明らかになった。

④一九八六年の春に、福岡にあるアポロ電子工業(株)が、新規採用にあたって、三九人の受験者の身元調査を興信所に依頼して実施していた実態が明らかになっている。

会社側を迫及する中から、同社は、職安主催の統一応募用紙の説明会にも、責任ある立場のものを出席させず、代理者の出席ですませ、社内には報告もなされていないという実態が明らかになった。

以上、みたように今日なおも、就職差別事件は、跡をたない。かねてより求められている就職差別を禁止したILO一一号条約を速やかに批准し、国内法を整備する中で、就職差別の根絶にむけて、大きく一步を踏み出す必要がある。

### 戸籍謄本不正入手密売事件

一九八五年八月以降、弁護士や税理士を詐称した興信所・探偵社のメンバーによって、戸籍謄本が不正に入手され、大量に密売されている事件が発覚してきている。

各自治体で調査した結果、上田健一以外に七名が、税理士や行政書士、さらには司法書士を詐称して、他人の戸籍謄本を大量に不正入手し、密売している実態が明るみになっている。

③ちなみに、上田健一をはじめ、七名の者に戸籍謄本の不正入手を依頼したものは、興信所・探偵社であった。その興信所・探偵社が、何故に戸籍謄本の入手を依頼したかといえば、結婚や採用等にかかわった調査依頼を受けたからであった。

この事実の中に、今日もなお、深刻な結婚や就職をめぐる差別の実態があらわれている。

④なお、以上のことは、大阪を中心に近畿地方で調査された結果、判明してきたものであるが、同様の問題は全国的に生起しているものと思われる。可及的速やかな全国的な調査が求められている。

⑤さらに、深刻な問題として、ニセ弁護士やニセ司法書士でなく、本職の弁護士や司法書士等によって、戸籍謄本が不正に入手されている実態も暴露されてきており、事は極めて重大な問題へと発展してきている。

弁護士や司法書士等の自主規制が求められるとともに、このような不正がおこなわれないための法改正を含む、抜本的な方策の確立が求められているし、それに関係した行

この事件の背後には、結婚や就職をめぐる深刻な部落差別の実態が隠されており、『部落地名総鑑』差別事件に勝るとも劣らない重要性を持った事件として把握の必要がある。

以下、これまでの糾明活動で判明してきた主な点を紹介する。

①一九八五年八月、弁護士を詐称して戸籍謄本を入手し密売していた上田健一が、弁護士法違反で逮捕された。同年九月には起訴され、八六年一月には罰金一五万円の判決が下された。

周知のように、従来、戸籍は公開されていた。しかし、戸籍謄本が結婚差別や就職差別に使用されている実態があり、部落解放運動をはじめとした関係者の迫及の中で、戸籍法の一部が改正され、一九七六年十二月より戸籍は公開制限されることとなってきた。但し、職務上戸籍謄本を必要とする弁護士や司法書士、行政書士や税理士など八業種については、例外的にフリーパスで取れるようになっていた。

興信所をしていた上田健一は、このことに目をつけ、弁護士になりすまして、百通を上回る他人の戸籍謄本を不正入手し、一件一万円程度で密売していたものである。

②ところが、このことが発覚して以降、大阪を中心に、政の責任は重い。

③この事件の関係者の一人は、戸籍謄本の不正入手や身元調査の実態等について、以下のような証言をおこなっている。

「戸籍謄本の不正入手は、どの興信所でも同じようなことをしている」「自分は、昭和五十七年頃からとったが、千五百件、三千通ぐらい戸籍謄本をとった」「正規の司法書士や行政書士も、アルバイトでとっている」「一件、五千円から一万円である」「身元調査依頼の五〇パーセントぐらいは、部落かどうかだけ調べてくれということである」「自分も、かつては『部落地名総鑑』を持っていた。興信所なら持っているだろう」

弁護士や司法書士を詐称した戸籍謄本の大量不正入手密売事件に象徴される興信所・探偵社の差別体質の実態を直視するとき、一九八五年十月一日より、大阪で施行されている「部落差別調査等規制等条例」の普及・宣伝と全国化が求められている。

### 企業・職場での差別事件

「部落地名総鑑」差別事件に対する迫及の中から、企業や職場における部落問題の取り組みが始まってきている。

しかし、その取り組みは全体的なものとなっておらず、内容もおおざりなものが多い。

以下、典型的な事例を以下に紹介する。

①一九八五年六月に、伊藤ハム株式会社（伊藤研一社長・西宮市）の社員が差別発言をおこなっている。

その内容は、松原市内にある精肉店に、商品を納品に来て、店主との会話の中で、「〇〇〇はこわいところや」「エエかっこうして通っていたら、ひったくられる」「こゝとばが悪い、大勢でとりかこむ」といった差別発言をしたもの。

差別発言を店主がたしなめたところ、後日、同社の近畿地区中部担当の販売部長らが来店し、「牛二頭を半額にする」等の解決策を持ち出し、「胸におさめてほしい」と事件のみ消しをはかった。

しかし、店主が関係支部に、事件の内容を報告し、同社に対する糾弾会が持たれた。その中で、同社は、「同和」研修を一回もおこなっておらず、社員の差別意識を放置していた実態が明らかになった。

糾弾をうけ、同社は、「会社をあげて企業内同和研修を実施する」ことを明らかにした。

②一九八四年十一月には、国鉄片町線鴻池駅前にある、「ざとすし半」で、恩加島生コン運輸株式会社の管理職と

組合の三役が、酒席で、つきつきと差別会話をするという事件が生起している。

例えば、大阪市内の部落の中にある営業所の場所を教えるとき、「浪速筋のくさいところ」と説明すれば、わかりやすいとか、「〇〇〇の娘が結婚するときには、車が一台、役所からつくらしい」「男が部落にはいるのはええが、女はあかん」など、会話の内容は差別的なものが次々と交わされていた。

これらの会話を、隣りの座席にいた解放同盟野崎支部の支部員がきき、差別発言であることを指摘し、連絡先を確めて、後日、あらためて話し合うことを申し入れた。

ところが、後にその連絡先は、ウソの住所であることが判明、この点をといただと、「部落の人はこわい」「家へ来て家族に何をされるかわからない」からと、根深い差別意識があることが浮きぼりにされた。

同社の場合も、会社側はもとより、組合側も部落問題に全く取り組んでいなかった。

③一九八五年五月には、長野県上田市にあるオルガン針株式会社で、差別事件があったことが発覚している。

事件の内容は、同社の社員Aが、被差別部落出身者と偽わり、同僚のKさんを陥れるために、三年前から三回にわたって、差別発言をしたなどと、会社幹部にデタラメな投

書をしていたという事件である。

同社の場合も、部落問題の研修は実施していなかった。

④郵便局の中でも、差別事件は多発している。

一九八四年七月には、大阪府泉大津郵便局で管理職（課長）が、解放研の会員には「カ」、部落出身者には「㊦」と表示を入れた名簿を作成していたことが発覚している。

一九八四年九月には、兵庫県姫路郵便局で「郵産労」（日共系）の執行委員が、全通組員に対して、「おまえみたいな、いなかもんにバカにされるか」、「おまえは後輩や、先輩にえらそうにいな。エタ・非人みたいなもんなやから先輩にちゃんとせなあかん」と差別発言。

一九八五年九月には、大阪の阿倍野郵便局で、「同和」研修のあとで、差別事件が生起している。

その内容は、「同和」研修で見た、映画の内容をもじって、部落出身者でもないのに、「俺が、部落のもんやからこんなことするんか」とか「俺が結婚でけへんのは部落出身者やからか」といって発言をしたものである。

以上、企業や職場における典型的な差別事件を紹介したが、なによりもまず、全ての企業や職場で部落問題の取り組みが求められている。また、企業側はもとより、労働組合としての取り組みも求められている。

さらに、「同和」研修を実施する際には、事前・事後の

しつかりとした準備と計画が求められている。

### 地域社会で多発する差別事件

地域社会においても、枚挙にいとまがないほど差別事件が生起しているが、以下、その典型的な事例を紹介する。

①一九八四年十二月に、三重県志摩町で、部落出身のA青年が、志摩町の三人の青年に、「エッタボシが何しにきたんね。エッタボシがうろちよろするな、エッタボシが来らんでええ」と差別発言を受け、暴行をうけるという事件が生起している。

この事件は、水平社創立以前にあった差別事件を思わせるような悪質なものであるが、志摩町行政は「自分とこには地区がないから」と部落問題の研修を全く行っていないかった。

②一九八四年八月には、群馬県群馬町で、親しい隣人同士の会話の中で、「〇〇さんが、『うちはお嫁さんになる人が来ていたんだけど部落なんでダメになった』と言っていたよ」「うちはみんな子どもの相手は部落の人じゃないんだよ。興信所を頼んで調べてもらった」「北部の人達は（部落の人を）怖いと思っている。口に出して言う人と言わない人があるが、腹にはある」などと発言した事件が

生起している。

このような会話は、地域社会の会話のなかで、まだまだ多くみられるものの典型である。

③ 一九八五年九月には、長野県望月町で、田村砕石商会の現場に群馬県の人に来て石材を買って帰った。その直後、Kさんが「あれは群馬県のイレズミのチョーリップポだわい」と露骨な差別発言をした。この発言の問題を解放同盟の同盟員が指摘したところ、同商会の社長の妻が、「あっちの荘は、百万円とか二百万円とか金を取るそうだが、Kさんはかわいそうな人だから丸くおさめて下さい」と頼んできた。この発言も、また部落解放運動を差別的に扱えたものであった。

④ 一九八五年十月には、徳島県小松島市のスナックで、Aさん(二九歳)が、「同和のドエッタの人間は、ワシらが一生懸命働いて税金払ったのを、みな使ひよる。なんでワシらが養わないかんのか」との差別発言を一時間も繰り返して発言した。

Aさんに対する確認糾弾会の中で、Aさんが、「部落の人は運転免許を取るときお金がいらん」「仕事もせずブラブラして、福祉で食べている」「〇〇町に対するイメージはやくざの集団、ロクな人間はおらんと思ってる」などと、部落差別の実態を一面的に誇張して差別的に扱えてい

ること、また「同和」事業の意義なり目的が正しく受けとめられていない実態が明らかになった。

さらに、二九歳のAさんに対して、学校教育や社会教育が効果的になされていない現状も明らかになったが、このような事例はまだ多い。

⑤ 病院の中での差別事件も少なくない。

一九八五年二月には、長野県の日赤川西病院で、入院患者が同じく入院していた部落出身者のことをとりあげて、「あの人は小平のSと言っても、私達とは違うんだよ。名字を聞けばすぐわかる」と発言した事件が生起している。

一九八五年十一月に、岡山県の勝山病院で、入院患者のNさんが、雑談の中で、岡山県の勝山病院で、入院患者の女子学生のことをとりあげ、(指を四本出し)「あの娘はこれだ。ああゆうのと結婚したら大変だ」と差別発言をしている。

さらに、Nさんに対する確認の中で、入院患者の中で、同様のことが話題になっていたことが明らかになった。

病院という所は、多くの人が集まること、しかも定期的に生活をする機会が多いこと等を考慮したとき、しっかりとした部落問題の取り組みが求められている。

⑥ 医療関係者による差別事件も生起している。一九八五年十一月、滋賀県で、歯科医が部落出身議員と口論をした

翌日、出身議員や解放同盟支部役員などに電話で、「今後は、同和地区の人は診察しない」と差別発言をしている。

⑦ 選挙の中でも様々な形の差別事件が生起している。

一九八五年三月に、愛知県名古屋市中、名古屋市長選挙の最中、解放同盟県連の役員がN候補の激励にいったところ、その場にいたAさんから、大阪の選挙闘争を引き合いに出して、「あっちは、これが強いから」と再三にわたって、「四本指」を出して差別発言がおこなわれた。

Aさんに対する確認会の中から、当人は、小・中学校はもとより、大学、さらには国会議員秘書時代に到るまで、一度も「同和」教育をうけていない実態が明らかになった。

一九八五年八月には、鹿児島県下の町長選挙に際して、現職町長を支持していた同町在住の土建業の社長が、対立候補の弟に電話で、「部落解放同盟が推薦しているので、町民の感情からして当選するはずがない。立候補を断念するように」との差別発言した事件が生起している。

⑧ 一九八五年九月に、高知県で、とでんハイヤーに乗っていた乗客が、「同対審答申二〇周年記念高知集会」等と書かれた立看板を見て、「高知県何とか書いてあるが、今日は何の会じゃろねえ」と聞くと、運転手が、左手で「四本指」を示し、「この会よね」「あんな会をするき皆がこわがる。あの会は何かあったら団体で押しかけてくる

き……」などと差別発言している。

一九八四年七月には、大阪タクシー共済が「法律相談要旨」の中で、「暴力団、同和関係者の対策について」との記事をおこない、部落に対する偏見を助長した差別事件が生起している。

タクシー業界は、市民との接触の機会も多く、これまで数多くの差別事件をひきおこしている実態をふまえ、いよいよ本格的な取り組みが求められており、監督官庁としての運輸省の責任は重大である。

### 教育現場の差別事件

「同和」教育の重要性がさげられて久しい。しかしながら、教育現場での差別事例は多発しており、「同和」教育の原点を踏まえた抜本的な取り組みが求められている。

① 最近の傾向として、小・中・高を問わず、ケンカや対話の中で、「エタ・非人」という言葉を差別的に使用する事件が多発している。

一九八五年三月、佐賀県唐津市佐志小学校六年のクラスで、子どもたちのあそびごとの中で、M子さんが、二人の子どもから「部落民衆・エタ・非人」と数回差別発言をうけている。

一九八五年十一月には、高知県の横浜小学校で、六年生がフットベースボールをしていたとき、ボールをけって一塁へむかって走っているAさんに対して、友だちのBさんが「ヘタクソ、エタクソ」と差別発言。同年十一月には、同じクラスで、あいさつするとき、Aさんが号令をかけたが、Bさんが席に着かなかったので、Aさんが「バカか、アホウ、エタ、席に着け」と差別発言。

一九八五年九月には、京都市醍醐中学の二年のクラスで音楽の時間に、古いテープレコーダーをあてがわれた男子の生徒数人が「差別や」といったところ、ある生徒が「それやったら、エタ・非人みたいやんか」と発言するという事件が生起している。

一九八五年十月には、兵庫県の淡路農高で、運動会の役員のランク分けをしていた中で、ある生徒が「交通係は、エタ・非人の非人のような位置なんか」と差別発言。

以上紹介した例をみたとき、「同和」教育はやっているが、単に言葉を教えているだけで、それに魂が入っておらず、系統的に教えられていないという問題が浮きぼりにされている。

②このような「同和」教育の現状をみたとき、教育者、なかんずく教育責任者(管理者)の責任は大きいですが、教育者の中でも差別事件は少なくない。

教育が求められている。

③「同和」教育、さらには人権教育に対する妨害は根強く、最近では、投書や落書を使った事件が多い。

一九八五年二月、千葉県鎌ヶ谷市東部小学校で、「同和」教育の主任教師に、「あんた部落民だろ、そんでうわべきれいそうで心の中きたないえたではないか、えたのすることきたないことばかり、全国の大和民族笑いう、バカ教師、えた教師、部落民死ね」といった内容の差別ハガキが送られてくるという事件が生起している。

一九八四年十一月、大阪府吹田市では、障害児をかかえた親のもとに、「今の世の中どうなっとんじゃ、自分らでこさえた子どものことで、ままにならんと人をののしり、それが正義だとさけび、へりくつならびたて、やれ同和、やれしょうがいじ教育のとわめき、どたまのわるいやつに力をつける。進学の保しようせいの なんぬかすねん ええおもいしたかすのこと 自分らでしまつせえ あほ」などと書かれた、差別手紙が三回にわたって送られてくるという差別事件が生起している。

一九八五年六月には、京都府にある花園大学で、教室の中に、「えったしね」「火えんびん、老人ホームとようご施設と部落に投げこめ」「差別ばかり問題にして、差別、差別で日が暮れて」といった落書きがあることが発覚して

一九八四年一月、群馬県渋川市で、市内に在住している郷土史家のKさんが、元中学校の校長で、郷土史家としても知られているMさんを訪問して、「部落問題について本を書きたい」と相談したところ、「そんなことをしたら寝首をカマでカツキられるぞ」「家に火を放たれるぞ」と、全く差別的な注意をした事件が生起している。

一九八五年二月、東京都文京区にある京華高校の校長が、校内誌『京華春秋』の巻頭言の中に、「教師は、一般社会の厳しさを知らない人が多く、言ってみれば特殊部落に棲息する種族などと批判している人もあり、反省の資とする必要はあるう」との差別文書を掲載するという事件が生起している。

一九八五年六月、大阪府旭区の太子橋小学校の校長が、講演の中で「同和教育とは、特殊部落に対する教育」であると三回にわたってふれた事件が発覚している。おまけに、この事件の場合、その内容がPTAの広報紙に掲載され配布されていた。

一九八五年六月、長野県丸子町で、元「同和」教育推進教員が、飲食店で酒に酔って、「チョーリッポと言うのはなあ」とか「解放同盟は、そこの暴力団と同じ」などの差別発言をするという事件が生起している。

これらの事件をみたとき、教育者、とりわけ管理者の再

いる。

これらの投書や落書きを分析したとき、「同和」教育に対する敵対は、他の差別をなくす取り組みに対する敵対でもあること、そしてそれは、最後には、人権の否定、被差別民衆のまっ殺しファシズムにつながる危険な思想であることがわかる。

④PTAの中でも差別事件は生起している。

一九八五年三月、長野県望月町の協和小学校で、同校が、県の同和教育PTA指定校になることが提案され、学級懇談会などでも、「同和」問題をとりあげることが提案された。

これに対してSさんが「そういうことは学級懇談会に入れて欲しくない」「私の娘も会社に務めているが、こういう問題で会社を辞めた人を何人も知っている」「もしこういう問題で仲が良いからと言って何か言えば、何十人も来るのでつまらないことは言えない」「そういう問題は学校でやらなくても、町でやっているからいい」「何をやるにも〇〇はやりづらいね」などと発言した。

この例のように、父母の中にも、部落問題や「同和」教育に対する差別的な認識が根強いものがあることをしっかりとふまえた、PTAとしての積極的な取り組みが求められている。

⑤ 学校事務職員の場合でも差別事件が生起している。

一九八五年三月、大阪府堺市にある福泉高校で、事務職員のT主事が、同僚の職員が部落出身であることを知った上で、面とむかって「こんど入ってくる生徒は〇〇〇の同和ちゃんがたくさん入ってくるから、そろこわいで」などといった、悪質な差別発言をくりかえしている実態が明らかになっている。

この事件に対する確認会の中で、T主事をはじめ、事務職員が、「同和」研修を全く受けていない実態が明らかになった。

### 公務員による差別事件

部落問題の解決にとって、公務員の果たす役割は大きく、責任もまた大きい。しかしながら、公務員による差別事件も跡をたたない。

① まず、国家公務員による差別事件が生起している。

一九八五年二月、国鉄新幹線総局大阪保線所京都支所のK助役が、部落出身のA職員の戸籍謄本を、委任状を偽造してだましとるという事件が生起している。

この事件に対する確認会の中で、K助役がAさんに対して、「事務手続上迷惑をかけると、なにをされるかわから

ず、こわくなったので、委任状を偽造して戸籍謄本をだましとった」ことを認めただが、このことの中に、国鉄の差別体質と、部落出身者に対する露骨な差別偏見の存在が明らかにされている。

一九八五年四月、長野県長野市で、タクシー乗り場でタクシー待ちをしていた県の職員に対して、酒に酔った長野税務署の幹部職員が「県職員は単細胞だ、能なし、バカ」「税金ドロボウ」「このチョーリッポメノチョーリッポ野郎ノ」と差別発言をあげせかけるといふ事件が生起している。

長野税務署の場合、年何回か研修が行なわれてはいたが、その内容がおざなりなものであったことが、この事件に対する迫及を通して明らかにされた。

一九八五年九月、高知県高知刑務所のM刑務官による悪質な差別事件が生起している。

事件の内容は、M刑務官が、別居中の二人の子どもを妻のもとから、自分のところへ取り戻す目的で二人の子どもに、家系図や除籍簿を見せて、「お父さんはお母さんにだまされて結婚した。お母さんはエタじゃった。お父さんの方は士族じゃ」と語ったというもの。

この事件に対する糾明活動の中で、M刑務官は、「〇〇や××はエタじゃ」とか「この店の人は〇〇出身じゃきエ

タじゃ」などと日常的に差別発言をしていたことも明らかにされた。

このような悪質な刑務官を生み出した法務省の責任は重大であるが、部落解放同盟による確認・糾弾会に当人ならびに所長らが出席することを妨害し、ついには、定年よりも一年早く退職させるという、許すことのできない差別的な対応をしている。

これら、国家公務員による差別事件を直視したとき、国こそが、率先して「同和」研修に取り組み必要があることがわかる。

② 一九八五年七月、東京都の特別区職員研修会で、荒川区の職員が「社会教育課は、特殊部落みたいなもの」という差別発言をするという事件が生起している。

しかも、この事件の場合、この発言を聞いていた二五名の内、差別発言であると指摘した職員は、わずか三名にすぎなかったという現状であった。

一九八五年二月、大阪市の都市整備局の職員が、毎月入れる生活費が少ないことをしつこくたしなめた妻の母親に対して、「あんなこと（妻の両親が、同職員の母親に暴行を加えたこと）をするのは、エッタ以下の人間ですやんか」と差別発言をするという事件が生起している。

さらに、この事例の糾明の中から、この発言を知った妻

の兄は、「そんなひどいことを言っているのか、部落の人にあやまって、一人千円づつ払ったとしても、こんな家の一軒や二軒では済まない」と差別的な発言をしていたこと、また、妻の母親が「公務員がそんなことを言うていいの、役所を首になるわ」と発言したことに対し、同職員は「一カ月位の研修でしょう。首にはならんと思います」などと、部落問題の持つ深刻な意味と、自らの責任を真剣にかえりみない発言が交わされている実態が明らかになっている。

③ 一九八五年八月、香川県の豊中町の二名の職員が、雑談の中で部落出身者をさして、「あの人、やばいんでエー」「あっちの人間でエー」と偏見にみちた差別発言をおこなった。

さらに、車でドライブをし、部落をさして「あそこらはやばいで…」「このへんは怖いんぞォー」「怖いので運転をかわってくれ」などとこれまた、差別発言をくりかえすという悪質な差別事件をひきおこしている。

④ 一九八五年九月、長野県浅科村議会本会議で、A議員が、し尿くみとりの問題について「最近消費者の評判が悪い。きたない物をくみとるからといって、なにもいばることはない。むしろおせじの一つもいえば、差別問題なんかにもすばらしい成果があらわれると思う」などといった差



別質問をするという事件が生起している。

以上、紹介した国家公務員や地方公務員、さらには、議会関係者の差別事件の実態をみたとき、あらためて部落問題解決の責務は国ならびに地方自治体にあることを指摘せざるをえない。

### 宗教界の差別事件

一九七九年八月の第三回世界宗教者平和会議における、「町田発言」に対する糾弾闘争を経る中で、一九八一年六月に「同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議」が結成され、五年が経過した。

今日、ようやくにして、宗教界においても部落問題に対する取り組みが、本格的に開始されてきているが、まだまだ、差別体質は根深く、かつまた、全体に行き渡っていない現状がある。

以下、宗教界の差別事件を以下に紹介する。

①一九八四年十月、広島県豊田郡大崎町の曹洞宗・清光寺の松浦仁哉住職が、差別事件をひきおこしている。

事件の内容は、同住職が、壇家からの依頼をうけ、過去帳から八代にわたる家系図を作成し、家系図をもらった壇家は、娘の縁談の「釣書」に添え、部落のそばに住んでいた。

思いをしたことがある」といった差別体質の指摘がなされた。

以上に紹介した身元調査や過去帳の差別記載の問題、さらには、宗教者の布教活動の内容における差別の実態は、仏教界を中心とした宗教界全体の問題として受けとめられる必要がある。

③一九八五年十二月、東京・築地別院講堂でおこなわれた、仏教文化研究会の公開講演会で、小野清一郎会長が、「東本願寺の近くに特殊部落があり、そこには古来の宗教が残っている」といった差別発言をするという事件が生起している。

小野会長は、現在では故人であるが、当時は法務省の特別顧問であり、刑法学界の最長老であったが、その人にして、上記のような差別をしているのである。

なお、同寺院の境内には侵略戦争を賛美する表忠碑もあることが、この事件に対する迫及と合わせて展開された。

### マスコミ・出版における差別事件

現代は、マスコミの時代といわれる。まことに、マスコミが果たす役割は極めて大きい。

ところが、マスコミ・出版における差別事件は多発して

るが、部落民でないとの証明書として使っていたという、まことにもって許し難いものである。

曹洞宗では本庁が「身元調査おこわり」のステッカーを作成し、末寺に配布しているが、それが実際には、末寺にまで浸透していない現実が暴露された。

②一九八五年九月、広島県で、浄土真宗本願寺派の備後・安芸両教区寺院にかかわる「過去帳差別記載事件」についての交渉が持たれ、多量に差別記載があることが明らかにされた。

例えば、安芸教区だけでも、七カ寺より、一〇六五の差別記載があり、その内容としては、新平民とか新民といったものがあることが報告された。

本山の代表者から、「差別記載は、親鸞聖人の御心にたがうことで、慙愧にたえない。とくに、解放令以後においてなおも、差別記載をしていた事実は、深刻に受けとめており、真宗寺院全体の問題としてもとりくんできく」との反省があった。

しかし、参加した部落大衆からは、「私達は、お寺から差別があってもあきらめて、それに従って生きることや、差別される自分の方に一方的に悪いことがあるんだといった考えしか教えてもらっていない。近年では仏教婦人会の中で、忙しいのに同和教育どころかと口にされ、さびしい

いる。

①マスコミ・出版における差別事件で多いのは、悪の名詞として「特殊部落」という表現を使用する事例である。

『RIDERS CLUB』の一九八五年一月号には、「同じメンバーで永年やっているから、マンネリ化し、特殊部落化している。人数も少な過ぎる」との差別表現がある。

月刊『ラジオ技術』の一九八五年三月号には、コンパクトディスク(CD)に対して旧来の古録音レコードを支持する集団に対し「特殊部落の皆さんは、とうとうCDジャンルターに入りこんで、THE DAY AFTERですか?」との差別表現をしている。

『オートスポーツ』の一九八五年九月号には、「正当な批判と『特殊社会』」との見出しで、「日本のモータースポーツ界は、一種の特殊部落でもあるので批判的なことを言う」と『悪口を言われた』と逆恨みする狭量な人も少なくない」といった差別表現がある。

②次に、マスコミ・出版における差別事件で、最近多くみられるのは、これまた最下位にあることを比喩的に表現するものとして、「士・農・工・商・〇〇〇」という表現が、安易に使用されている事例である。

『報知新聞』の一九八五年一月二十六日号には、「白鳥

晋二……慶大。『士・農・工・商・アホ・激ペン』といわ  
れてはや五年……』という差別表現がある。

『週刊文春』の一九八五年五月九日号には、「士・農・  
工・商・SF屋というカーストがあるくらいで、SF作家  
が晴れの舞台を踏むことはまだ稀ですからね」といった差  
別表現がある。

『FOR LADY』の一九八五年八月号には「士・農  
・工・商……ミュージシャン」「何?それ」「ミュージシ  
ヤンの社会的地位」といった差別表現がある。

③次に、辞典類の中にも、差別的な解説をおこなって  
いるものがあり、辞典が持つ、大きな社会的影響力を考慮し  
たとき、真剣な対応が求められている。

一九八五年九月、高知市議会の同和対策特別委員会の中  
で『高知県歴史辞典』（一九八〇年三月刊）の中で、〃夙  
神（しゅくじん）〃を解説し「かつて夙と呼ばれた特殊部  
落に：」との差別表現があることが指摘された。

同年同月、高知県県教育センターのK研修主事より、  
『明治維新人名辞典』（吉川弘文館・一九八一年九月刊）  
の千秋順之助の項に、「『治穢多之議』において特殊民の  
良民化を論じたのは、わが国の部落解放論の先駆として高  
く評価され：」と差別的に解説されていることが指摘され  
た。

④革新的な立場にある社会党の機関紙『社会新報』にも  
差別記事が掲載されている。

例えば、一九八五年三月一日号では、「ロマンス小説の  
ブーム」と題した記事の中で、「ある調査によると、二五  
歳までの独身女性のうち、八〇パーセントは、お見合をし  
てみたいという。その理由の筆頭に『結婚する相手の素性  
がはっきりしていて安心』というのがあがっていた。素性  
すなわち家柄、社会的地位、年収などが女性にとって結婚  
相手を選択するうえで重要な要因であることを示してい  
る」と差別を温存、助長する記述がなされていた。

以上に紹介した、マスコミ・出版における差別事件を直  
視したとき、マスコミ・出版関係者の中で、系統的な部落  
問題の研修と、部落問題に取り組む体制の確立が求められ  
ている。

#### 悪質化する差別ビラ・落書・投書・電話

ここ数年来、悪質な差別ビラ、落書、投書、電話事件が  
多発している。

①最近の特徴としては、④関係行政機関の説得にも全く  
耳を傾けず、長期間差別ビラをまきつづける事件が生起し  
ていること、⑤部落解放同盟や部落解放研究会に対する、

極めて攻撃的な差別投書が増加してきていること、⑥部  
落の中にまで、スプレーなどで落書をしにきていること、

⑦民族差別や障害者に対する差別落書や投書も増加してい  
ること等が指摘されるが、以下典型的な事例を紹介する。

②福岡県では、「部落の中に建てられた家をだまされて  
買わされた」として、二年間で四九回にわたって五万枚も  
ビラを撒き、関係行政機関による説得に対しても、全く耳  
をかさないという、大蔵住宅にかかわった差別ビラ大量配  
布事件が生起している。

この事件の場合、たまりかねた地元の代表が、一九八五  
年十二月民事訴訟をおこし、一九八六年三月、損害賠償請  
求と差別ビラ配布差し止め請求のいずれもが認められたが  
その後、またもやより悪質な差別ビラが配布されるという  
深刻な事態が続いている。

東京都台東区今戸でも、実に七年間にわたって、発言や  
ハリ紙といった手段で、部落出身者に対するいやがらせ行  
為がつつけられている。この事件の場合も、差別者が関係  
行政機関の説得もきかないという深刻な実態がある。

この二つの事件とも、差別者はハッキリしているが、関  
係行政機関の説得に全く耳をかさないという深刻な問題が  
ある。

③差別者は明確にできないが、差別落書が長期間、大量

に発覚している事件が次第に増えてきている。

大阪市旭区では、一九八四年四月から一年間だけでも五  
百カ所にわたって差別落書きが発見されている。その内容  
は、「エタどもよ 同和の甘い汁はおいしいか」「生江の  
エタは税金ドロボー」「エタを殺せ」といった悪質なもの  
が大半である。

大阪府堺市でも、一九八五年三月に堺市立解放会館の近  
くの路上やブロックべいなど二〇カ所以上にもわたって、  
差別落書が、スプレーで大書されるという事件が発覚して  
いる。その内容は、「ひにん学校」「えった学園前です」  
「えったのばかたれ」「えったの〇〇しね」といった悪質  
なものである。

また、一九八六年四月には、同解放会館のトイレに「エ  
ッタに生きる、権利は、ありません。天皇陛下が来る日は  
町にださない様共に戦いましょう」といった許すことので  
きない差別文書がはられていた。

一九八五年二月、栃木県佐野市の栄町工業団地内の工場  
の塀など七カ所にわたって、「かぼちくしゅう死ね」「か  
ぼは人間ではない」といった落書きが、赤色のスプレーで  
書かれているのが発覚している。

同市では、一九七五年、七六年、八三年にも差別落書が  
発覚している。

④電話による差別いやがらせ事件も多発している。

大阪府貝塚市では、一九八四年三月から八月までの間に電話による悪質な差別事件が九件も発覚している。

その内容は、「おまえとこチョコンコやろ」「おまえ部落民やろ」といったことをまくしたてるものであった。

一九八五年九月には、大阪府高槻市にある解放会館や大阪市東淀川区にある日之出解放会館などに、百回以上、差別電話をかけていた男が、傷害罪で逮捕された。

差別電話の内容は、「黒人は長年暑いところにいるから色が黒くなりますねん。白人は寒いところ。黄色人種は中間ぐらい。そやから部落の人も、長年部落にすんでいると指が四本になる」といった悪質なものであった。

差別電話をした本人を迫及すると「今は差別なんか無い。それなのに会館なんか建てたりして腹が立ったので、やった。電話をかけたら気分がスーッとした」とのべている。

なお、当人は、子どものころから肥満児で、小・中学校時代に、よくからかわれており、かなり強いコンプレックスを持っており、そのハゲ口として差別電話をかけていたことが明らかになっている。

一九八五年八月、奈良市の東之阪の住民に対して九件も、「お前とこエッタか」「お前とこ部落や」などと差別

電話がかけられていることが、奈良市の調査で発覚している。

⑤最近の差別投書の特徴として、部落解放同盟の事務所や部落解放研究会に対するものが増えてきている。

一九八五年一月、部落解放同盟山口県連に、「家も道も輝やく新春 穢多の里、丑年に牛皮剥いで大儲け 生めよ殖やせよ同和の子」などといった差別年賀状が送付されている。

一九八五年二月、部落解放同盟兵庫県連に、「近年部落民達の異常なる高慢な行動や態度が目立って参りました。一般住民が今や逆差別を受け、真に不平等となって居ります」といった内容の差別ハガキが送付されている。

一九八五年三月、部落解放同盟京都市協議会に、「この税金ドロボウども！エッタのくせに大きい顔をしやがって！オマエラのそばはくさいんじや 地獄へ落ちろ！」と書かれた差別ハガキが送付されている。

一九八五年九月、部落解放同盟栃木県連に、「部落の人もうそろそろ運動止めろよ、県民の税金無駄にするなよ、同和対策・同和教育もうごめんだよ。」などといった差別ハガキが送付されている。

一九八五年十一月、部落解放同盟奈良県連に、「オマエラ ブラックミン ハ ギョウセイ カラ タダデ カネオ

することや、差別煽動に対する法的規制の検討に取り組む必要がある。

## おわりに

モラッテ 商売オ シトル ソヤケド オイラニハ カテ  
ヘン バク大ナ シキンデ オマエラト オナジ ショウ  
バイ ヲ シテ ツブシテヤルド ブラックミン ハ ハヨ  
シンデシマエ」といった差別ハガキが送付されている。

一九八五年十月と十一月、大阪府摂津郵便局の解放研究会に、「お前ら穢多 賤民は郵便局から出ていけ！人権侵害と騒ぎだしているが、そもそもそんなものは存在しないのだ！さもないと部落民一族みな殺しだ！」といった差別手紙が送付されている。

⑥民族差別をおおりのたてた差別落書も増えてきている。

一九八四年十一月から十二月にかけて、大阪市内にある関西大学Ⅱ部学舎で五件の差別はり紙が発覚している。

その内容は、「鮮卑」という差別用語を使い、在日韓国・朝鮮人への差別は生まれつきのもとする「天賦被差別論」と書きしるし、「鮮卑を公安当局の管理下に」とまるで犯罪者扱いをし、そのうえ「鮮卑ゲッターへ」と抹殺を呼びかけた悪質なものであった。

以上の差別ハガキや差別手紙等を分析するとき、部落差別や民族差別に関して、ファシシヨ的な攻撃すら生じかねない危険な要素をはらんでいることを、しっかりと見抜く必要がある。そして、部落解放、人権確立にむけた宣伝を大々的に展開するとともに、そのための草の根運動を強化

以上、主として一九八五年に生じたか、闘われた差別事件の概要を紹介した。この概要をみても、差別事件は増加と悪質化の傾向を示しているといわざるをえない。この背後には福祉削減・人権抑圧の傾向の強まりがある。

「同対審」答申以降二十一年間の取り組みによって、部落の住環境は六〇七割がた改善され、教育の向上や仕事保障の面でも、一定の改善がなされた。また、部落問題に取り組む人々の輪も広がり、反差別・人権確立の気運も高まってきている。

しかし、部落の完全解放という観点から、今日の部落差別の実態をみたとき、環境改善として三〇四割は残されている。教育向上や仕事保障などのソフト面の実態は、ここ数年來再び悪化してきており、本格的な取り組みが求められている。そして、差別事件の実態は、これまで指摘したように、深刻な実態にある。

このような、部落差別の現状を直視したとき、現行の、「地域改善対策特別措置法」の残る期間内に、最大限の取

り組みを求めるとともに、この際「同対審」答申の精神を踏まえ、部落の完全解放に役立つ「部落解放基本法」の制定が求められる。

「部落解放基本法」の基本的な内容は、①部解問題解決の重要性と国の責務を明確にする。②残された環境改善はもとより、教育向上、仕事保障などのソフト面にも積極的に取り組むことを明らかにする。③啓発活動を充実強化することを明らかにする。④悪質な差別行為に対しては法的規制をする必要があることを明確にする、の四点である。

「部落解放基本法」の制定は、「同対審」答申の具体化であり、日本国憲法実現の課題でもある。

また、「部落解放基本法」の制定は、国際人権規約や人種差別撤廃条約に代表される国際的な反差別人権擁護の流れと連帯する課題でもある。

ところが、去る八月五日、地域改善対策協議会の基本問題検討部会の報告書が提出されたが、その内容は、本書において紹介した、今日悪質化すらしている差別事件の実態を無視し、糾弾闘争そのものの否定を狙ったものとなっている。「報告書」は、また、差別に対する法的規制には賛同できないと一方的にキメつけ、差別事件に対処するには現行法や現行の人権擁護機関でよいとしている。

だが、もし、現状で差別事件に充分対処できるとするな

らば、本書に紹介した差別事件は何故に生起し、何故に、今日なお差別事件が相次いでいるのであろうか。

あまりにも、差別事件の実態を無視した議論であると断ぜざるをえない。

全国であいつぐ差別事件を広く各界各層に訴え、鋭く追及する中で、「地対協」の「部会報告」を批判し、「部落解放基本法」の制定を実現しよう。

差別事件に対する真剣な取り組みは、部落差別の撤廃はもとより、一切の差別撤廃・人権確立と平和擁護とも深く結びついている。

(一九八六年十月十三日)